保 護 者 殿

感染症による出席停止について

桜丘高等学校長 横山 貴美

学校における感染症を予防するため、学校保健安全法第19条に基づき下記の病気を出席停止としています。つきましては、他の生徒にうつる恐れのある間は登校を見合わせていただきますので、医師の処置と指示に従ってください。なお、治癒後、下記に記入して担任に提出してください。

※ 出席停止の期間（医師の指示）は欠席扱いになりませんのでゆっくり休養させて下さい。

	病　名	出席停止の期間の基準
第一種	感染症予防法第6条に規定する 1類感染症及び2類感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過しかつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他感染症	

桜丘高等学校長殿　　令和　　年　　月　　日

年　組　生徒氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

病名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

疾病期間　令和　　年　　月　　日～ 令和　　年　　月　　日

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿